

令和8年1月6日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携状況について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について連絡がありました。

貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

<日医通知>

令和6年度介護報酬改定では、高齢者施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護）と協力医療機関との連携強化に係る見直しが行われました。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームにおいて、在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、入所者の病状が急変した場合等において、下記①～③を満たす協力医療機関を定めることが経過措置3年として義務化されました。

①医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること

②診療を行う体制を常時確保していること

③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護については、上記①及び②を満たす協力医療機関を定めることが努力義務とされたところです。

今般、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和7年度調査）にて高齢者施設等と医療機関の連携体制に関する調査を行ったところ、高齢者施設等への調査の一部の集計結果の速報値としては、上記①～③の要件を満たす協力医療機関を定めている施設の割合は、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。）で67.9%、介護老人保健施設で83.3%、介護医療院で84.9%、養護老人ホームで60.4%でした。また、都道府県及び市区町村への調査の一部の集計結果の速報値としては、都道府県及び市区町村の回答では、協力医療機関の定め状況について、「集計していない」高齢者施設等の割合が、全ての施設種別で1～3割程度でした。（都道府県別の協力医療機関の定め状況は添付資料の別紙1参照）

令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応については、添付資料の別紙2のとおり、これまでも厚生労働省から各都道府県、市区町村において対応をお願いしているところですが、経過措置期間終了まであと1年余りであることや、今般の集計結果の速報値も踏まえ、各都道府県、市区町村に対して、改めて下記について協力をお願いする旨の事務連絡が発出されました。

協力医療機関との連携については、入所者等への適切な対応に直結するもので、経過措置期間に関わらず、可及的速やかに全ての高齢者施設等において連携が図られるよう十分な働きかけを行う必要があります。医療と介護の連携の推進は重要な観点であると考えています。

(1) 高齢者施設等と協力医療機関との連携状況等の把握について

令和6年度介護報酬改定において、1年に1回以上、高齢者施設等は協力医療機関の名称等について、当該施設等の指定等を行った自治体に提出しなければならないとされたことを踏まえ、都道府県や市区町村に各施設等における協力医療機関との連携状況等を把握することがお願いされています。

(2) 協力医療機関との連携に係る取組が行われていない高齢者施設等への周知等について

協力医療機関との連携に係る取組が行われていない施設等がある場合には、都道府県や市区町村が行う集団指導や運営指導において、施設等に対し、報酬改定の趣旨に沿った取組を促すとともに、協力医療機関に関する制度の周知や協力医療機関との連携に当たっての助言等を行うよう依頼されています。

どこの医療機関と連携すればよいか分からない場合は、以下のQ&Aの周知や、衛生主管部局と連携して地域の医療機関のリストを提供するなど、必要な支援の協力がお願いされています。

(参考) 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

問 124

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

(3) 協力医療機関との連携に支障を来している高齢者施設等への支援について

協力医療機関の確保にあたっては、自治体による支援も重要となるため、自治体に対して、高齢者施設等と協力医療機関との連携に係る支援がお願いされています。

具体的には自治体において、在宅医療・介護連携推進事業や在宅医療に必要な連携を担う拠点を活用し、高齢者施設等からの相談窓口の設置や高齢者施設等と医療機関とのマッチング、都道府県医師会や郡市医師会等の地域の医療関係団体への協力依頼等を行っている事例もあり、都道府県と市区町村の間では、(1)で把握した連携状況等に関する情報を共有し、広域的に連携体制を構築することが必要な場合も想定されることが示されています。また、都道府県が行う地域医療構想調整会議の場を活用して高齢者施設等の協力医療機関としての役割を担う医療機関を調整したりするなどの対応が考えられます。

自治体や高齢者施設からの相談があった場合には、ご対応等をご検討いただきたくお願い申し上げます。

以上

(添付資料)

- 令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携状況について(速報)
(令7.12.25 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、医政局地域医療計画課)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(西井)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737